通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

（　　年　　月　　日現在）

１．当事業所の概要

（１）提供するサービスの種類と地域

名称	デイケアセンターいずみ
サービスの種類	通所リハビリテーション事業 介護予防通所リハビリテーション事業
所在地	愛知県西尾市和泉町 22 番地
介護保険指定番号	2373200225
事業所の営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 （日曜日、祭日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
サービスを提供する対象地域	西尾市（佐久島を除く）

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）職員体制

	常勤	常勤兼務	非常勤
管理者（医師）	－	1 名	－
理学療法士	－	2 名以上	－
作業療法士	－	1 名以上	－
言語聴覚士	－	1 名以上	－
管理栄養士	－	1 名	－
介護福祉士	－	4 名以上	－
看護職員	－	－	1 名以上

（３）定員

1 単位目：10 名　　2 単位目：10 名　　3 単位目：10 名　　4 単位目：10 名

（４）サービスの提供時間帯

1 単位目：午前 9 時 15 分～午前 10 時 25 分
2 単位目：午前 10 時 40 分～午前 11 時 50 分
3 単位目：午後 1 時 40 分～午後 2 時 50 分
4 単位目：午後 15 時 00 分～午後 4 時 10 分

（５）設備の概要

食堂兼デイルーム	1 室　185.74 ㎡
送迎車	3 台

２．提供するサービスについての相談窓口

電話番号：(0563)57-8581
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
（日曜日、祭日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
※　ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

３．サービス内容

①　送迎　　②　機能訓練　③　生活相談　等

４．利用料金

（１）利用料金　　別紙参照

（２）料金のお支払方法

銀行口座振替は、毎月、月末締めで利用料等を計算し、翌月 26 日（土日祝日の場合は翌営業日）に、ご利用者様ご指定の口座から引き落とさせていただきます。引落が完了しましたら領収証を発行します。その際に次回の振替金額をお知らせします。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。居宅介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※　居宅介護サービス計画の作成を既に依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①　ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

②　当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者様が介護保健施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④　その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合、又はご利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

６．サービス内容に関する苦情相談・対応

当事業所に関する苦情相談の窓口として担当者を置いています。

苦情又は相談があった場合、担当者がご利用者様に連絡を取り、直接ご利用者様、ご家族より詳しい事情を聴くとともに、スタッフから報告を受けます。

担当者が必要と判断した場合は、管理者を含めて検討会議を行います。検討会議を開かない場合も、必ず管理者まで対応・処理結果を報告します。

検討結果について担当者からご利用者様に説明し、早急に具体的な対応を取ります。

当事業所ご利用者様相談・苦情担当 鈴木　由紀子	ご利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 （日、祝、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 電話番号：(0563)57-8581
西尾市役所　長寿課　介護保険係	(0563)56-2111
安城市役所　高齢福祉課	(0566)76-1111

岡崎市役所　長寿課	(0564)23-6000
碧南市役所　高齢介護課	(0566)41-3311
愛知県国保連合 介護保険課　介護サービス相談室	ご利用時間：平日　午前9時～午後5時 (052)971-4165

７．緊急時、事故発生時の対応

（１）利用者様に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかにご利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
（２）ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生又は損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き契約者に対して損害を賠償します。
（３）事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のために対策を講じます。
（４）緊急時や事故が発生した場合は、事業所に連絡するとともに、ご利用者様の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
（５）急を要する場合、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

８．虐待防止の対応

（１）当事業所は介護者(家族・同居人)による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。
（２）虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催します。
（３）虐待を防止するための指針を整備します。
（４）虐待を防止するための従業員に対する研修を行います。
（５）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いています。

９．秘密の保持

（１）従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得たご利用者様またはそのご家族の秘密を漏らしません。
（２）従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者様またはそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
（３）従業員がご利用者様の個人情報を用いる場合はご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様またはご利用者様のご家族の個人情報を用いません。

１０．当法人の概要

名称・法人種別　　医療法人田中会
代表者役職・氏名　　理事長　田中　正規
本社所在地・電話番号　　愛知県西尾市和泉町22番地
(0563)57-5138（代）

１１．補足事項

一般論として起こり得る事故等や発生しやすい病気について
高齢者になると皮膚等が大変薄く弱くなり、ちょっとした摩擦により、皮がむけてしまったり、骨粗しょう症（高齢の女性に多い）等により骨がもろくなっていて、ちょっとしたつまずき、しりもち、転倒等で骨折することもあり得ます。
また、嚥下機能（物を飲み込む機能）にも衰えがでてきて、唾液を飲み込むだけでも肺の方に入ってしまって誤嚥性肺炎になったり、体の抵抗力も小さくなり感染症（風邪、肺炎）にも罹りやすくなっています。特にインフルエンザ等の伝播には注意を要しますが完全には防ぎきれません。
これらの事故や病気につきましてもできる限りの安全確保には努めさせていただきますが、老化に起因する点と集団生活施設という点も含めご理解をいただきたいと思います。

当事業者は、重要事項説明書並びに重要事項説明書別紙に基づいて、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス内容および重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者

＜住　　所＞　愛知県西尾市和泉町 22 番地
＜法 人 名＞　医療法人田中会
＜事業者名＞　デイケアセンターいずみ
事業所番号：2373200225
＜代表者名＞　田中　正規　　印

説明者

＜職　　名＞
＜氏　　名＞　　印

私は、重要事項説明書並びに重要事項説明書別紙に基づいて、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス内容および重要事項の説明を受けました。

年　　月　　日

利用者

＜住　　所＞
＜氏　　名＞　　印

（家族・代理人）

＜住　　所＞
＜氏　　名＞　　印